

お知らせ

国民健康保険

■加入・脱退の届出はお早めに！

春は卒業や入学・就職など、異動の多い季節です。職場の健康保険に加入したり、または退職された場合は、国民健康保険への届出が必要です。

※国民健康保険の資格取得・喪失の届出は、14日以内に行いましょう。

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険に加入する場合	届出に必要なもの
職場の健康保険の資格がなくなったとき	職場の健康保険の資格喪失証明書、印鑑、本人確認ができるもの
他の市区町村から転入したとき (職場の健康保険に加入していない場合)	転出証明書、印鑑、本人確認ができるもの

国民健康保険を脱退する場合	届出に必要なもの
職場の健康保険に加入したとき	国保保険証、社会保険証、印鑑
他の市区町村へ転出するとき(職場の健康保険に加入していない場合)	国保保険証、印鑑

その他	届出に必要なもの
住所、世帯主などが変わったとき	国保保険証、印鑑
学生が修学のため市外へ転出したとき	国保保険証、在学証明書、印鑑
上記、学生が卒業または退学したとき	国保保険証、印鑑
保険証を紛失したり、汚れて使用できなくなったとき(再発行)	本人確認ができるもの、印鑑

※「本人確認ができるもの」とは、パスポートや運転免許証などの官公署が発行した顔写真付きの証明書または年金手帳、住基カードなどを指します。(顔写真がない物の場合は2種類以上必要です。)
※本人確認が出来ない場合には、窓口で被保険者証の即時交付は出来ませんが、後日郵送となります。

■70から74歳までの自己負担割合の軽減措置が継続されます！

70歳から74歳までの国民健康保険加入者が、病院などで診療を受けたときの自己負担割合は、法律上では本来2割ですが、現在、1割となっています(一定以上の所得がある人は除く)。

今回、軽減措置が延長され、来年3月31日までの間、1割の自己負担割合が継続されます(ただし、8月に前年の所得をもとに変更される場合があります)。

対象者には新しい被保険者証を3月中に順次郵送する予定です。一定以上の所得がある人(3割負担の人)は、自己負担割合および被保険者証の変更はありません。

●対象者：70歳から74歳までの国民健康保険加入者で、被保険者証の自己負担割合欄に「2割(平成24年3月31日までは1割)」と記載されている人

◇70歳から74歳までの国民健康保険加入者の自己負担割合
一般の人：1割
一定以上の所得がある人(※)：3割

※同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳から74歳の国民健康保険被保険者がいる人

■高額な外来診療を受ける皆さんへ

平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」を提示することで、ひと月の医療機関での窓口負担が一定の金額になります。

高額な外来診療が予想される方は、事前に申請が必要です。

高額な外来診療受診者	事前の申請手続き	病院・薬局などで
・70歳未満の方 ・70歳以上の非課税世帯の方	加入する健康保険組合などに申請(※1)	「限度額適用認定証」を窓口へ提示
70歳以上75歳未満で、非課税世帯ではない方	必要なし	「高齢受給者証」を窓口へ提示(※2)
75歳以上(後期高齢者医療の被保険者)で、非課税世帯等ではない方	必要なし	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口へ提示

(※1)保険料(税)に未納がある場合は、交付が受けられない場合があります。
(※2)山武市国民健康保険では、被保険者証が「高齢受給者証」を兼ねています。

◆詳しくは、加入している健康保険組合等へお問合せください。

問 市民課国民健康保険係

市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142

☎(80)1143